

「運輸安全マネジメント」に関する取り組みについて

株式会社 共同観光バス

代表取締役 田中 誠

平成 18 年 10 月から運輸安全マネジメント導入に伴う自動車運送事業関係法の一部が改正されました。「輸送の安全性を確保すること」は、もとより運送事業者の当然の責務ですが、事業経営者の安全確保義務が明確になりました。

当社でも経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内における輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表致します。

2. 輸送の安全に関する重点施策

- ・ 輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守致します。
- ・ 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- ・ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- ・ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有致します。
- ・ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施致します。

3. 情報の共有や伝達が確実に行われるようにします。

運行前及び終了後の報告事項を記録し、全社員がこれを共有できるように致します。

4. 運輸安全マネジメントの実施状況などを事後チェック（評価）し、改善点の有無を検証します。

5. 業務の改善を行い、目標や計画に反映させます。

6. 以上の取り組みについての記録を適切に管理します。

当社の安全方針

「安全は全ての業務に優先する」

当社は代表取締役以下全社員が輸送の安全を最優先とし一丸となって安全の向上に取り組んでいます。

i. 輸送の安全に関する目標及び前年目標の達成状況

	令和7年度目標	令和6年度実績	令和5年度実績
① 人身事故	0件	0件	0件
② 有責物損事故	0件	0件	2件
③ 酒気帯び出勤検査	0件	0件	0件
④ 安全運転評価	A評価達成率 90%	達成率 100%	達成率 100%

ii. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和6年度実績 0件

※令和6年度目標は、目標を達成できました。

令和7年度輸送の安全目標

- ・ 人身事故 0件
- ・ 物損事故 前年同様 0件
- ・ 酒気帯び出勤 該当者0人
- ・ 法定速度の遵守、デジタコ運転ランキングは評価基準を厳しく再設定し、月別全員 A 評価 90%達成とする

※令和7年度目標はお客様に信頼してご利用頂けるようにより厳しく設定しました。

目標達成に向け全社一丸となって取り組んでいきます。

iii. 安全運行のための投資

- ・ 全車にデジタコ及びドライブレコーダー取付け、法定速度の遵守など安全運行教育に活用
- ・ 普通救命講習の受講
- ・ 適性診断
- ・ 運転者健康診断（年2回）

iv. 安全統括管理者とその規定

安全統括管理者 代表取締役 田中誠

v. 輸送の安全に関する計画

- ・ 乗務員教育

項目	実施時期	指導項目
安全運行への教育	毎月	国交省の運転者に対する指導監督指針を基に教育
事故防止委員会	年6回	ヒヤリハット事例やドライブレコーダーを用いて教育
整備検修	10月	チェーン脱着訓練等
冬季シーズン前研修	12月	日常点検のポイントと故障発生時の対処法
脱出誘導訓練	12月	非常事態時の乗客脱出誘導
救急救命講習	2月	AEDの取り扱いなど消防署に出向き講習

- ・ 健康管理と適性診断

項目	実施時期	指導項目
生活習慣病健診	1月、5月	生活習慣病健診を含む年2回の健診
適性診断	1月	適齢診断を対象者に2年に1回受診 一般運転士は3年に1回受診
健診結果の意見聴取	6月	安全衛生推進者が産業医に出向き就労の可否など指導意見聴取

- 適性診運行管理者・整備管理者

項目	実施時期	指導項目
運行管理者講習	8、9月	法令に定められた2年に1回の講習 (補助者含めて現在7名)
整備管理者講習	10月	法令に定められた2年に1回の講習 (補助者含めて現在3名)

- 2年に1度全乗務員の運転記録証明書を申請し交通違反点数を確認し乗務員教育や事故防止に活用しています。
- 4月、9月、年末年始の交通安全運動実施。運行指示書及び点呼時の口頭指導

vi. 緊急事態発生時の連絡体制

重大事故発生時の対応について

速報対象の事故

次の事件が発生した場合、24時間以内に東京運輸支局に報告すること。

- ① 自動車が転覆し、転落し火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの。
- ② 死者又は重傷者を生じたものであって次に掲げるもの
 - ア 一人以上の死者を生じたもの
 - イ 五人以上の重傷者を生じたもの
 - ウ 旅客に一人以上の重傷者を生じたもの
- ③ 十人以上の負傷者を生じたもの
- ④ 酒気帯び運転があったもの

事故当該運転手



所長(緊急連絡担当者)



代表取締役



東京運輸支局に報告

東京運輸支局整備部門(保安担当)

TEL: 03-3458-9236

FAX: 03-3458-9783

報告事項(把握している範囲で速やかに)

- | | |
|---------------|-----------------|
| ①事業者名 | ⑦事故概要 |
| ②事業形態 | ⑧情報入手先 |
| ③発生日時 | ⑨その他判明している事項 |
| ④発生場所 | ⑩緊急連絡担当者名及び連絡先 |
| ⑤事故車の登録番号 | |
| ⑥死者・重傷者及び負傷者数 | ※その他追加情報も速やかに連絡 |